

平成28年12月1日

「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録 (代表一覧表記載) について

ユネスコ無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会(於: アディスアベバ・エチオピア)において、我が国より提案をした「山・鉾・屋台行事」の代表一覧表記載に関する審議が行われ、11月30日(水)(20時02分[日本時間12月1日(木)2時02分]、「記載」との決議がなされましたので、安倍内閣総理大臣メッセージ、松野文部科学大臣談話と併せて、お知らせいたします。

1. 政府間委員会の審議結果

○「山・鉾・屋台行事」については、「記載」の決議がなされた。

(参考) 政府間委員会における決議の3区分

- ・①「記載 (Inscribe)」: 代表一覧表に記載するもの。
- ・②「情報照会 (Refer)」: 締約国に追加情報を求めるもの。
- ・③「不記載 (Decide not to inscribe)」: 記載にふさわしくないもの。

2. これまでの経緯

○「山・鉾・屋台行事」は、我が国より提案した「秩父祭の屋台行事と神楽」、「高山祭の屋台行事」が平成23年の第6回政府間委員会において、既に登録されていた「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」との類似性を指摘され、「情報照会」の決定を受けたことを踏まえ、国指定重要無形民俗文化財(保護団体認定)の33件を構成要素としてグループ化し、「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」の拡張提案として平成27年3月に提案したものです。

<関係年表>

平成21年9月

第4回政府間委員会(アブダビ・アラブ首長国連邦)において「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」がユネスコ無形文化遺産に登録される。

- 平成 23 年 11 月 第 6 回政府間委員会（バリ・インドネシア）において「秩父祭の屋台行事と神楽」及び「高山祭の屋台行事」について「情報照会」の決定がなされる。
- 平成 26 年 3 月 「京都祇園祭の山鉦行事」及び「日立風流物」を拡張し、「秩父祭の屋台行事と神楽」及び「高山祭の屋台行事」を含む国指定重要無形民俗文化財を「山・鉦・屋台行事」としてグループ化して提案
- 平成 26 年 6 月 ユネスコの審査件数の上限（50 件）を上回る提案（61 件）が各国よりあったため、無形文化遺産の登録がない国の審査を優先するという国際ルールに基づき、登録件数が世界第 2 位である我が国の審査が 1 年先送りされることとなる。
- 平成 27 年 3 月 「山・鉦・屋台行事」を再提案。
- 平成 28 年 10 月 「山・鉦・屋台行事」について評価機関より「記載」の勧告。
- 平成 28 年 12 月 第 11 回政府間委員会（アディスアベバ・エチオピア）において「山・鉦・屋台行事」について「記載」の決議。（現地時間 11 月 30 日）

(参 考)

◇政府間委員会

ユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国（平成 28 年 11 月 1 日現在 171 か国）から選出された 24 か国で構成。年 1 回開催され、評価機関の勧告を踏まえ、「代表一覧表」記載について最終決定を行う。

<政府間委員会委員国一覧>

アフガニスタン	アルジェリア	アルメニア	オーストリア	ブルガリア
コロンビア	コンゴ	コートジボワール	キューバ	キプロス
エチオピア	グアテマラ	ハンガリー	インド	レバノン
モーリシャス	モンゴル	パレスチナ	フィリピン	韓国
セントルシア	セネガル	トルコ	ザンビア	

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課文化財国際協力室
 課 長 大谷圭介（内線 2859）
 室長補佐 濱田泰栄（内線 3056）
 協力推進・無形遺産係長 荻原知也（内線 2870）
 電話：03-5253-4111（代表）， 03-6734-2870（直通）

「山・鉾・屋台行事」の概要

1. 名 称

山・鉾・屋台行事

2. 内 容

地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事

3. 分 野

祭礼行事

4. 構 成

国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」33件

5. 保護措置

伝承者養成, 記録作成, 原材料確保, 用具修理・新調 等

6. 提案要旨

- 「山・鉾・屋台行事」は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う、各地域の文化の粋をこらした華やかな飾り付けを特徴とする「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事である。
- 祭に迎える神霊の依り代であり、迎えた神をにぎやかし慰撫する造形物である「山・鉾・屋台」は、木工・漆・染物といった伝統的な工芸技術により何世紀にもわたり維持され、地域の自然環境を損なわない材料の利用等の工夫や努力によって持続可能な方法で幾世にもわたり継承されてきた。
- 「山・鉾・屋台」の巡行のほか、祭りに当たり披露される芸能や口承に向けて、地域の人々は年間を通じて準備や練習に取り組んでおり、「山・鉾・屋台行事」は、各地域において世代を超えた多くの人々の間の対話と交流を促進し、コミュニティを結びつける重要な役割を果たしている。
- 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は、コミュニティが参画した持続可能な方法での無形文化遺産の保護・継承の事例として、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」(33件)

行事名	保持団体	府県名	市町名
はちのへきんしやたいさい だしぎょうじ 八戸三社大祭の山車行事(平成16年国指定)	八戸三社大祭山車祭り行事保存会	青森県	八戸市
かくのだてまつり ぎょうじ 角館祭りのやま行事(平成3年国指定)	角館のお祭り保存会	秋田県	仙北市
つちぎきしんめいしやさい ひきやまぎょうじ 土崎神明社祭の曳山行事(平成9年国指定)	土崎神明社奉賛会		秋田市
はなわまつり やたいぎょうじ 花輪祭の屋台行事(平成26年国指定)	花輪ばやし祭典委員会		鹿角市
しんじょう やたいぎょうじ 新庄まつりの山車行事(平成21年国指定)	新庄まつり山車行事保存会	山形県	新庄市
ひたちふりゆうもの 日立風流物(昭和52年国指定)	日立郷土芸能保存会	茨城県	日立市
からずやま やま ぎょうじ 烏山の山あげ行事(昭和54年国指定)	烏山山あげ保存会	栃木県	那須烏山市
かぬまいまみやじんじやさい やたいぎょうじ 鹿沼今宮神社祭の屋台行事(平成15年国指定)	鹿沼いまみや付け祭り保存会		鹿沼市
ちちぶまつり やたいぎょうじ かくら 秩父祭の屋台行事と神楽(昭和54年国指定)	秩父祭保存委員会	埼玉県	秩父市
かわごえひかわまつり だしぎょうじ 川越氷川祭の山車行事(平成17年国指定)	川越氷川祭の山車行事保存会		川越市
さわら だしぎょうじ 佐原の山車行事(平成16年国指定)	佐原山車行事伝承保存会	千葉県	香取市
たかおかみくるまやまつり みくるまやまぎょうじ 高岡御車山祭の御車山行事(昭和54年国指定)	高岡御車山保存会	富山県	高岡市
うづ ぎょうじ 魚津のタテモン行事(平成9年国指定)	魚津たてもん保存会		魚津市
じょうはなしんめいぐささい ひきやまぎょうじ 城端神明宮祭の曳山行事(平成14年国指定)	城端曳山祭保存会		南砺市
せいはいさい ひきやまぎょうじ 青柏祭の曳山行事(昭和58年国指定)	青柏祭でか山保存会	石川県	七尾市
たかやまつり やたいぎょうじ 高山祭の屋台行事(昭和54年国指定)	日枝神社氏子山王祭保存会 八幡神社氏子八幡祭保存会	岐阜県	高山市
ふるかわまつり おこ だいこ やたいぎょうじ 古川祭の起し太鼓・屋台行事(昭和55年国指定)	古川祭保存会		飛騨市
おおがきまつり やまぎょうじ 大垣祭の輦行事(平成27年国指定)	大垣祭保存会		大垣市
おわりつしまてんのうまつり だんじりぶねぎょうじ 尾張津島天王祭の車楽舟行事(昭和55年国指定)	尾張津島天王祭協賛会	愛知県	津島市・愛西市
ちりゅう だしぶんらく 知立の山車文楽とからくり(平成2年国指定)	知立山車文楽保存会 知立からくり保存会		知立市
いぬやまつり やまぎょうじ 犬山祭の車山行事(平成18年国指定)	犬山祭保存会		犬山市
かめざましおひまつり だしぎょうじ 亀崎潮干祭の山車行事(平成18年国指定)	亀崎潮干祭保存会		半田市
すなりまつり だんじりぶねぎょうじ みよしなが 須成祭の車楽船行事と神渡流し(平成24年国指定)	須成文化財保護委員会		蟹江町
とりでじんじや くじらぶねぎょうじ 鳥出神社の鯨船行事(平成9年国指定)	富田鯨船保存会連合会	三重県	四日市市
うえのてんじんまつり ぎょうじ 上野天神祭のダンジリ行事(平成14年国指定)	上野文化美術保存会		伊賀市
くわないしどりまつり さいしやぎょうじ 桑名石取祭の祭車行事(平成19年国指定)	桑名石取祭保存会		桑名市
ながはまひきやまつり ひきやまぎょうじ 長浜曳山祭の曳山行事(昭和54年国指定)	公益財団法人 長浜曳山文化協会	滋賀県	長浜市
きょうとぎ おんまつり やまほこぎょうじ 京都祇園祭の山鉾行事(昭和54年国指定)	公益財団法人 祇園祭山鉾連合会	京都府	京都市
はかたぎ おんやまがさぎょうじ 博多祇園山笠行事(昭和54年国指定)	博多祇園山笠振興会	福岡県	福岡市
とぼたぎ おんおやまがさぎょうじ 戸畑祇園大山笠行事(昭和55年国指定)	戸畑祇園大山笠振興会		北九州市
からつ ひきやまぎょうじ 唐津くんちの曳山行事(昭和55年国指定)	唐津曳山取締会	佐賀県	唐津市
やつしろみょうけんさい しんこうぎょうじ 八代妙見祭の神幸行事(平成23年国指定)	八代妙見祭保存振興会	熊本県	八代市
ひたぎ おん ひきやまぎょうじ 日田祇園の曳山行事(平成8年国指定)	日田祇園山鉾振興会	大分県	日田市

委員会は：

1. 日本が「山・鉦・屋台行事」(No. 01059)を人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に向けて提案したことを確認する。：

日本の市や町では、平和や災厄防除を願うため、コミュニティにより山・鉦・屋台行事が毎年行われている。「山・鉦・屋台行事」は、日本の各地域の文化的多様性を示す33件の代表例を含む。この33の行事は、コミュニティの様々な人々の協力を得て、伝統行事として参加者の文化的アイデンティティの重要な一部となる。市や、地域の他の場所出身の老若男女が組織の責任や行事の運営を分担している。地域文化の多様性を示す山・鉦・屋台の設計、製作をはじめ、行事で演奏される囃子(はやし)や行事全体の調整など、すべての段階が共有されている。例えば、高岡御車山祭の御車山行事では、市の中心の住民が山を組み立て、その周辺の地域に住む人々が山を曳(ひ)き、囃子(はやし)を担当する。責任は年齢に応じて変わり、年配の世代が経験の少ない世代や若者に向けて指導を行う。例えば、上野天神祭のダンジリ行事では、参加者はまず囃子(はやし)を演奏する囃子方(はやしかた)と呼ばれる役割から習いはじめ、ダンジリの方向を変える梶子方(てこがた)、ダンジリを守る警固役(けいごやく)、そして最後に行事の運営を取りまとめる采配役(さいはいやく)へと段階的に進んでゆく。

2. 提案書に含まれている情報をもとに、以下の基準を満たしていると決定する：

R.1: 山・鉦・屋台行事は、コミュニティのすべての人たちが集まって平和や災厄防除を願う文化・社会的慣習、儀式及び祭礼行事である。山・鉦・屋台行事は伝承者や実践者(行事が行われている33の市や町のすべての住民)にアイデンティティ、持続性や芸術的創造性を与えるものである。伝承は33の市・町内の家族や保護団体を通して保証されている。コミュニティの人々は青年期から参加し、徐々に必要な技術を習得していく。行事の環境的持続性を計画する取組はベストプラクティスの例になり得る。提案書は関係するコミュニティが山・鉦・屋台を作るために必要な木々をどう持続的に確保し、伐採した後に景観をどう回復するかを説明している。例えば、日田市では次の100年間に山・鉦・屋台の車輪として使用するため、2008年に、市、保護団体、森林組合や住民が1,000本のアカマツの苗木を植えた。また、提案書は、山・鉦・屋台行事が2011年3月の東日本大震災の影響からのコミュニティ回復に貢献した例も挙げている。

- R.2: 提案書は、記載によりコミュニティ内やコミュニティ間で無形文化遺産がいかにかチームワーク、創造性や相互理解を発展させるかを示している。国内レベルでは、記載により日本国内に存在する類似した行事の保護の重要性に対する意識を高める。提案書は、コミュニティが参画した提案プロセスが、関係するコミュニティ間での理解を促進し、また、記載が、33のそれぞれの祭の特色によって与えられる多様性の中でのさらなる協力を促進することを述べている。山・鉾・屋台行事は芸術的多様性と創造性の例である。その記載は人類の創造性に対する尊重を促進する。
- R.3: 提案書は、コミュニティが案件の活力を長期にわたって保証していることを示しており、保護団体の指導のもとコミュニティは自治体と協力し活動を行っている（例：PR, 子供向けの授業, 記録のための調査, 保存, 保護）。今後の保護措置が変化することは予想されておらず、全国山・鉾・屋台保存連合会は記載の影響をモニタリングする。提案書は、関係するコミュニティが提案された措置の企画に直接関与し、自治体・政府の補助を受けながら今後の実施にも積極的に参加することを述べている。
- R.4: 33の山・鉾・屋台行事に関係するコミュニティと地元自治体は拡張された提案書を作成するすべての過程に積極的に参加し、自ら提案書に同意した。同意を証明する書類はこの提案書に附属されている。行事にはいかなるアクセス制限もない。
- R.5: 33の山・鉾・屋台行事は、関係するコミュニティの積極的な参画により、1977年から2015年の間に日本の目録に登録された。文化庁は目録の維持に責任を持ち、目録は関係するコミュニティの人々の参画により毎年更新されている。この提案書に附属されている目録は33の山・鉾・屋台行事が登録された日にちの証拠書類である。
3. 日本の「山・鉾・屋台行事」を人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載する。
 4. 提出国（日本）が以前人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されていた案件を国レベルで拡張し、再提出したことを称賛する。
 5. 提出国（日本）が提案された案件で環境への影響に注目し、案件に関する自然資源の継続的使用を保証する策を強調したことを更に称賛する。
 6. 運営指示書の I.6 に従い、この記載は2009年に記載された「日立風流物」と「京都祇園祭の山鉾行事」に替えるものであることを確認する。

DECISION 11.COM 10.b.19

The Committee

1. Takes note that Japan has nominated **Yama, Hoko, Yatai, float festivals in Japan** (No. 01059) for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity:

In cities and towns throughout Japan, float festivals are held by communities annually to pray to the gods for peace and protection from natural disasters. The element of Yama, Hoko, Yatai, float festivals encompasses 33 representative examples in various regions throughout Japan showcasing the diversity of local cultures. They involve the collaborative efforts of various sections of the community and as a traditional practice are an important aspect of the cultural identity of participants. Men, women, the young and elderly from cities and other parts of the area share responsibility for the organization and running of the festivals. This includes every step from the design and construction of the floats that reflect the diversity of local culture, to the accompanying music and overall event coordination. The Takaoka Mikurumayama Festival, for example, involves residents from the city centre assembling the floats while those from surrounding areas are in charge of pulling the constructs and playing the music. Tasks cater for specific ages with senior bearers providing guidance to those less experienced and classes run for young people. For instance, for the Ueno Tenjin Festival participants first learn how to play the music (they are referred to as hayashikata), they then progress to steering the floats (tekogata), guarding them (keigoyaku) and finally, managing the festival (saihaiyaku).

2. Decides that, from the information included in the file, the nomination satisfies the following criteria:

R.1: The float festivals are cultural social practices, rituals and festive events in which all members of the communities get together to pray for peace in the communities and for protection from disasters. The festivals provide the bearers and practitioners of the element (all inhabitants of the 33 cities/towns where the selected float festivals take place) with a sense of identity and continuity and artistic creativity. Transmission is ensured through families and 'safeguarding associations' in each of the 33 locations. Community members are involved since adolescence, gradually mastering the required skills. Efforts to plan for the environmental sustainability of the element could provide an example of best practice: the file describes how the communities concerned secure the necessary trees for float-making in a sustainable manner and how to restore the landscape of the area once the trees are felled: in Hita City, for example, the municipal authorities, the safeguarding association, forestry associations and citizens planted 1,000 red pine saplings in 2008 to be used for the wheels of the floats in the next 100 years. The file also presents an example of the float festival helping the community recover from some of the after-effects of the Great East Japan Earthquake of March 2011;

R.2: The file indicates that inscription would show how elements of intangible cultural heritage could develop teamwork, creativity and mutual understanding within and among communities. At the national level, inscription would raise awareness of the importance of safeguarding other similar events in Japan. The file states that the participatory nomination process has in itself promoted understanding among communities concerned and that inscription would encourage them in further cooperation in diversity – given the peculiarities of each of the 33 festivals. The float festivals provide an example of artistic diversity and creativity. Its inscription would promote respect for human creativity;

R.3: The file indicates that communities have long ensured the viability of the element, with their efforts led by the 'safeguarding associations', implemented by the communities concerned in cooperation with state actors (e.g. publicity, classes for children, archival research, preservation and protection). No changes are foreseen in terms of future safeguarding measures and the National Association for the Preservation of Float Festivals will monitor the impact of inscription. The file states that the communities concerned have been directly involved in the planning of the proposed measures and that they will remain actively involved in implementing them, with governmental support;

R.4: The communities concerned and local governments related to the 33 float festivals actively participated throughout the entire process of elaborating the extended nomination of the float festival and consented to the nomination out of their own free will. The statements certifying the consent of the communities concerned are attached to this nomination. There are no restrictions on access to any aspects of the festivals;

R.5: The 33 float festivals were included between 1977 and 2015 in the national inventory with the active participation of communities concerned. The Japanese Agency for Cultural Affairs is responsible for maintaining the inventory and every year, the inventory is updated with the participation of members of the community concerned. The inventory appended to this nomination file provides documentary evidence of the dates on which all 33 festivals were registered.

3. Inscribes **Yama, Hoko, Yatai, float festivals in Japan** on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity;
4. Commends the submitting State for resubmitting this nomination as an extension at the national level of an element previously inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity;
5. Further commends the submitting State for the attention given to the environmental impact of the proposed element and for highlighting measures taken to ensure the sustainable use of natural resources associated with the element;
6. Takes note that the present inscription replaces the 2009 inscriptions respectively of **Hitachi Fuyumono** and that of **Yamahoko, the float ceremony of the Kyoto Gion festival**, in conformity with Chapter I.6 of the Operational Directives.

きらびやかな装飾をほどこした、創意あふれる華やかな山・鉾・屋台の巡行。それは、災いを払い、地域の安泰を願う人々の祈りです。

本日、ユネスコ無形文化遺産に「山・鉾・屋台行事」が登録されました。心から嬉しく思います。

日本全国33の祭、幾世代にもわたり地域で受け継いできた「山・鉾・屋台行事」を、誇りを持って後世へと継承し、国内外に発信していきたいと思えます。

平成28年12月1日

内閣総理大臣 安倍 晋三

「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録 (代表一覧表記載) に当たっての松野博一文部科学大臣談話

「山・鉾・屋台行事」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されたことは大変喜ばしいことであり、各地で「山・鉾・屋台行事」の保護・継承に取り組んでこられた関係者の皆様にお祝い申し上げます。

今回の登録は、平成21年に登録された「京都祇園祭の山鉾行事」と「日立風流物」に、31件の国指定無形民俗文化財を新たに加え、33件の「山・鉾・屋台行事」として一括して提案し、認められたものです。すでに認知度のある祇園祭をはじめとする2つの行事はもとより、新たな行事が追加されたことによって、日本の各地域の無形文化遺産の豊かな特色を証明できましたことを嬉しく思います。

今回の登録により、担い手が誇りを持ち、各地における保護・継承の取組が一層促進されるとともに、国内外に向けて積極的に発信されることにより、地方創生にもつながることが期待されます。

文部科学省としては、「山・鉾・屋台行事」が各地域で次世代に着実に継承されるとともに、地域の活力向上につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

ユネスコ無形文化遺産について

2016年11月現在

条約の概要

2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]
※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)

- 【目的】 ■ 無形文化遺産の保護
 ■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等
- 【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**」
 ■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成
 ■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 171

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 22件
世界全体では336件

- 重要無形文化財
- 文化審議会決定
- 重要無形民俗文化財
- 情報照会

2008	のうがく 能楽	にんぎょうじゅうりぶんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎	
2009	ががく 雅楽 こしきじまのしどん 飨島のトシドン【鹿児島】 ちゃっきらこ チャッキラコ【神奈川】	おぢやちみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布【新潟】 おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと【石川】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽【秋田】	ひたちりゅうもの 日立風流物【茨城】 はやちねかぐら 早池峰神楽【岩手】 だいもくたて 題目立【奈良】	きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ 京都祇園祭の山鉾行事【京都】 あきうのたうえおどり 秋保の田植踊【宮城】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊【北海道】
2010	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬【茨城・栃木】		
2011	みぶのはなたうえ 壬生の花田植【広島】	さだしんのう 佐陀神能【島根】	ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやまつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】 本美濃紙, 秩父祭の屋台行事と神楽, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ	
2012	なちのでんがく 那智の田楽【和歌山】			
2013	わしやく 和食: 日本人の伝統的な食文化	にほんじんのでんとうてきなしよくぶんか		
2014	わし 和紙: 日本の手漉和紙技術【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】	にほんのてすきわしぎじゆつ せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし	※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。	
提案中	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※京都祇園祭の山鉾行事, 日立風流物に, 秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】, 高山祭の屋台行事【岐阜】ほか国指定重要無形民俗文化財である山・鉾・屋台行事を追加して拡張提案【2015年3月提案, 2016年11月審査】		
提案中	らいほうしん かめんかそうのかみがみ 来訪神: 仮面・仮装の神々	※飨島のトシドンに, 重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のバートゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】を追加して拡張提案【2016年3月提案】		

登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
- ↓
- 【毎年, 各国1件の審査件数の制限】
- * 2017・2018年は2年に1件の審査保障
- * 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer) ⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は, 申請書において, 代表一覧表への記載申請案件が, 次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。

(a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習, 儀式及び祭礼行事
 (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が, 無形文化遺産の認知, 重要性に対する認識を確保し, 対話を誘発し, よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
- 4. 申請案件が, 関係する社会, 集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な, 事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り, 申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。